

トヨタ自動車労働組合 不妊治療受診証明書

下記の者については、不妊治療（生殖補助医療）以外の方法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと思われるため、不妊治療を実施し、これに係る医療費を下記のとおり徴収したことを証明します。

令和 年 月 日

医療機関の名称及び所在地

主治医氏名

印

*医療機関記入欄（太枠の内以外は、主治医が記入してください。）

(ふりがな) 受診者氏名	夫	()	妻	()
受診者生年月日	昭和 平成	年 月 日 (歳)	昭和 平成	年 月 日 (歳)
今回の治療方法	A B C D E F 該当する番号〔下表参照〕に○を付けてください		A又はBの場合 1 体外受精 2 顕微授精 該当する番号に○を付けてください	
	男性不妊治療を行った場合は、医療機関名と行った手術療法を記載してください。 〔 〕		(精子回収の有無) 1 有 2 無	
今回の治療期間 ※1	年 月 日 ~ 年 月 日 治療終了日は、妊娠判定日又は治療中止日となります。			
領収金額	今回の治療にかかった金額合計 ※保険外診療に限る、先進医療費は除く *凍結された精子、卵子、受精胚の管理料(保存料)、入院費、食事代、文書料、直接的な治療費でない費用は除く。 生殖補助医療費 領収金額 円 男性不妊治療費 領収金額 円 ※2			

※1) 治療期間については、採卵準備又は凍結胚移植を行った日から治療終了日までを記載してください。

ただし、主治医の治療方針に基づき、採卵準備前に男性不妊治療を行った場合は、男性不妊治療を行った日から特定不妊治療終了日までを記載してください。

※2) 主治医の治療方針に基づき、主治医の属する医療機関以外の他の医療機関（指定を受けていない医療機関である場合を含む）で男性不妊治療を行った場合は、主治医が患者から男性不妊治療として支払った領収書の提出を受け、主治医が領収金額を記載してください。

=====

||| (注1) 助成対象となる治療は次のいずれかに相当するものです |||

||| A 新鮮胚移植を実施 |||

||| B 採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施（採卵・受精後、胚を凍結し、母体の状態を整えるために |||

||| 1～3周期の間隔をあけた後に胚移植を行うとの治療方針に基づく一連の治療を行った場合） |||

||| C 以前に凍結した胚による胚移植を実施 |||

||| D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了 |||

||| E 受精できず、または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等による中止 |||

||| F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止 |||

||| ※ 採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られない |||

||| ため治療を中止した場合も助成の対象となります。 |||

||| (注2) 採卵に至らないケースは補助の対象となりません。 |||

||| =====